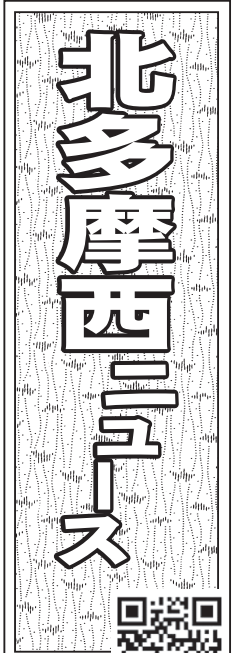


「今までの憲法学習会の中で一番楽しく学べました」

北多摩西
夏の大学学習会

No War 新進気鋭の弁護士 日本国憲法を語る



No.3
国分寺市光町1 40 12
Tel 042-576-1161(代)
Fax 042-575-0529
E-mail : kitanisi@crux.ocn.ne.jp
ホームページ : http://kitanisi.org/
東京都教職員組合
北多摩西支部情宣部

全教職員配布

6月11日、北多摩西支部は、「三多摩子育て・教育問題連絡会」「八王子子育て・教育問題連絡会」と共同で、学習会「No War 新進気鋭の弁護士、日本国憲法を語る」を開催しました。

講師の若手弁護士白神優理子さん(写真)が、映像を使って憲法について具体的に分かりやすく、パワフルに講演してくれました。

意外と知らない憲法のあれこれ
講演の最初に「憲法尊重擁護義務を負うのは？」(左記参照)の質問がありました。憲法尊重擁護義務を負う

憲法を尊重し擁護する義務を負うのは？
(99条)(複数回答可)

天皇 首相 国務大臣 国会議員
公務員 国民

憲法13条「個人の尊厳」が重要
白神弁護士は、憲法の目的は13条の「個人の尊厳」が重要と語りました。

- ### 《参加者の声から》(要旨)
- 憲法の講演会で、他の人もおっしゃっていましたが、今日の話がよく分かり、一番よかったです。私は特に以下のことが分かりやすかったです。
 - ①9条改憲の問題点は、自衛隊が血を流す自衛隊に変わる事。
 - ②集団的自衛権は、他人のケンカに首を突っ込むことになる事。
 - ③軍事費を2倍にすると世界第3位になってしまう事。
 - コスタリカでは真っ先に愛される権利があることを学ぶ。フィンランドでは幸せを実現する力をつけるために学ぶ。アメリカには25条に相当する条文がない。そのため、救急車を呼ぶだけで20万円かかる。など、お話がとても新鮮でした。

7月10日 参議院議員選挙

自分たちの願いを実現させるために投票にいきましょう
2回投票です
(東京選挙区・比例代表)

学校の窓

T先生は新採2年目で念願の担任、生徒から慕われていた。そんな矢先、身体に違和感を覚え乳がんを発症した。初担任そして結婚を控え、悩んだ末に抗がん治療を受けることを決心した。医師からは、治療法や副作用を考えると、結婚式は時期的に難しいと判断された。それを聞いた先生方は、体育館での挙式を実現させた。花嫁のスピーチでは「...一日でも長く、私の大好きな生徒と笑顔で一緒に過ごしたい!そのためにも病氣と闘い治します!」と宣言し、涙と拍手に包まれた。その後、病魔と闘いながら仕事を続け、生徒を卒業させた。そして、久しぶりに先日の運動会で再開した。「先生、私の赤ちゃんです。抱いてください。」と手渡された。うれしくて声にならなかった。
(K・S)



